

報告第8号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年9月29日提出

天理市長 並 河 健

専決第9号

専 決 処 分 書

平成27年7月6日午後5時35分頃天理市福住町10448番地6先の市道536号  
線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示  
談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市  
条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成27年9月18日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 41,666円

専決第10号

専 決 処 分 書

平成27年7月7日午後7時40分頃天理市和爾町地内の農道（白川和爾線）上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成27年9月24日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 23,457円

専決第11号

専 決 処 分 書

平成27年7月7日午後9時30分頃天理市和爾町地内の農道（白川和爾線）上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成27年9月24日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 67,878円

専決第12号

専 決 処 分 書

平成27年7月7日午後9時40分頃天理市和爾町地内の農道（白川和爾線）上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成27年9月24日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 53,298円